

# アレルギー疾患問診票について

保護者様

練馬区教育委員会

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患がある児童・生徒が増加しております。生命に関わる重度の症状を誘発する例も増えつつあり、練馬区教育委員会としても、別紙のとおりアレルギー対応の基本的な考え方を定めております。

これに基づき、学校ではアレルギー疾患について更に認識を深め、生徒が中学校においても安全で安心な学校生活を送れるよう、アレルギー疾患問診調査を実施いたします。

裏面の問診票にご回答いただき、入学予定の練馬区立中学校へご提出ください。

アレルギー疾患があるお子様で、学校管理下で対応が必要な場合は、後日「学校生活管理指導表※」（裏面参照）をご提出いただきます。その後は下記の流れに沿って対応してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出時期と提出場所：練馬区立中学校の入学説明会  
(入学説明会に来られない方は、2月27日(金)までに入学予定中学校へご持参ください。)

## 学校管理下でのアレルギー対応の流れ

### ①問診票調査

- 今回の調査です。
- アレルギー疾患が無い場合や、アレルギー疾患があっても学校管理下での対応が不要な場合は①で終了です。

### ②学校生活管理指導表※(別紙参照)の提出

- 食物アレルギーの場合は、他の書類も必要となります。(後日書式をお渡しします。)

### ③個別面談の実施

- 学校生活管理指導表が提出され次第、面談の日程を連絡いたします。

### ④学校管理下でのアレルギー対応の開始

- ご提出いただいた書類や、面談の内容を受けて、学校管理下での対応を決定し、実施いたします。

食物アレルギーの対応にあたっては、アレルギーの重症度、除去品目、学校の設備等の状況によって希望通りの対応ができないこともあります。